

別表1 耐震診断補助金の対象等（第3条、第4条、第5条、第8条及び第12条関係）

1	対象住宅 (第3条)	<p>次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>(1) 本市内に存する住宅</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する住宅</p> <p>ア 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅</p> <p>イ 地階を除く階数が3以下である在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法で、同一階に木造部分とそれ以外の構造の部分がない住宅</p> <p>(4) 耐震診断に必要な関係図書等があること又は関係図書等を準備できる住宅</p> <p>(5) 「旭川市住宅耐震診断補助事業実施要綱」、「旭川市住宅耐震改修補助事業実施要綱」及びこの要綱による補助金の交付を受けたことがない住宅</p> <p>(6) 申請日時点で建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令による違反是正の指導等を受けていない住宅</p>
2	対象者 (第3条)	<p>対象とする住宅の所有者（複数である場合は補助を受けようとする全ての所有者）及び施行者で次に掲げる要件の全てに該当する者</p> <p>(1) 市税の滞納がない者</p> <p>(2) 「旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）」第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者に該当しない者</p> <p>(3) 補助金の対象となる住宅に居住している者その他これに準ずるものとして市長が認める者</p>
3	対象とする耐震診断 (第3条)	<p>次に掲げる要件の全てに該当すること</p> <p>(1) 建築の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有の住宅の場合は、耐震診断の実施について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ていること。</p> <p>(2) 住宅の所有者が複数である場合（区分所有の場合を除く。）は、耐震診断の実施について所有者全員の合意があること。</p> <p>(3) 第7条の交付決定を受ける前に耐震診断の契約又は着手をしていないこと。</p> <p>(4) 契約者が施行者である耐震診断であること。</p> <p>(5) 耐震診断を行う耐震診断員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士で、同法第23条第1項の建築士事務所のうち次のいずれかに所属している者とする。</p> <p>ア 本市内に事業所、支店又は営業所を置く建築士事務所</p> <p>イ 耐震診断を行おうとする住宅の建築設計を行った建築士事務所</p> <p>(6) 木造の一戸建て住宅の耐震診断を行う耐震診断員は、前号に定める者で、北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震診断で登録している者とする。</p>

4	対象とする耐震診断費用 (第4条)	次に掲げるもののいずれか低い額とする (1) 補助金の対象とする住宅の耐震診断費用 (2) 住宅の種別ごとの算定額 ア 一戸建て専用住宅は、204,000円 イ 一戸建て専用住宅以外の住宅は、次に掲げる額の合計額 (ア) 対象床面積が1,000㎡以内の部分は4,580円/㎡ (イ) 対象床面積が1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は2,350円/㎡ (ウ) 対象床面積が2,000㎡を超える部分は1,570円/㎡
5	補助金 (第4条)	次に掲げるもののいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 対象とする耐震診断費用の額の3分の2以内の額 (2) 当該年度の予算額
6	交付申請の添付書類 (第5条)	次に掲げる書類を添付すること (1) 耐震診断費用の見積書 (2) 補助金の対象とする住宅の配置図、平面図及び付近見取図 (3) 耐震診断の工程が確認できる書類 (4) 耐震診断実施について管理組合総会で承認されていることが確認できるもの(総会議事録等の写し)及び管理組合規約の写し(補助金の対象とする住宅に管理組合が組織されている場合に限る。) (5) 耐震診断実施について所有者全員が合意していることが確認できるもの(補助金の対象とする住宅の所有者が複数である場合(前号の場合を除く。))に限る。 (6) 補助金の対象とする住宅の登記事項証明書(最新の内容かつ発行から3か月以内のもの)の写し並びに所有者の住所及び氏名を証明できる書類の写し (7) 施行者及び補助金の対象とする住宅の所有者(複数である場合は補助を受けようとする全ての所有者)の市税の納税証明書(完納証明書) (8) その他市長が必要と認めるもの
7	着手届出書の添付書類 (第8条)	次に掲げる書類を添付すること (1) 請負契約書の写し (2) その他市長が必要と認めるもの
8	完了報告 (第12条)	次に掲げる書類を添付すること (1) 建築物の耐震診断結果報告書(別記第9号様式)の写し (2) 耐震診断費用の領収書の写し (3) 第11条に該当する住宅である場合は、耐震診断判定書の写し (4) 第11条に該当する住宅以外の住宅である場合は、耐震診断書の写し (5) その他市長が必要と認めるもの

別表2 耐震改修工事補助金の対象等（第3条、第4条、第5条、第8条及び第12条関係）

1	対象住宅 (第3条)	<p>次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>(1) 本市内に存する住宅</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかの要件によって耐震診断を行った住宅</p> <p>ア 耐震診断を行う耐震診断員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士で、同法第23条第1項の建築士事務所のうち次のいずれかに所属している者とする。</p> <p>(ア) 本市内に事業所、支店又は営業所を置く建築士事務所</p> <p>(イ) 耐震診断を行おうとする住宅の建築設計を行った建築士事務所</p> <p>イ 木造の一戸建て住宅の耐震診断を行う耐震診断員は、アに定める者で、北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震診断で登録している者とする。</p> <p>(4) 前号の耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅</p> <p>(5) 耐震改修工事に必要な関係図書等がある又は関係図書等を準備できる住宅</p> <p>(6) 「旭川市住宅耐震改修補助事業実施要綱」及びこの要綱による耐震改修に対する補助金の交付を受けたことがない住宅</p> <p>(7) 申請日時点で建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令による違反是正の指導等を受けていない住宅</p>
2	対象者 (第3条)	<p>対象とする住宅の所有者（複数である場合は補助を受けようとする全ての所有者）及び施行者は、次に掲げる要件の全てに該当する者</p> <p>(1) 市税の滞納がない者</p> <p>(2) 「旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）」第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者に該当しない者</p> <p>(3) 補助金の対象となる住宅に居住している者その他これに準ずるものとして市長が認める者</p>
3	対象とする耐震改修工事 (第3条)	<p>次に掲げる要件の全てに該当すること</p> <p>(1) 補助の対象とする住宅が建築の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）による区分所有の住宅の場合は、耐震改修工事の実施について同法第3条の規定に基づく管理組合の議決等を経ている工事であること。</p> <p>(2) 補助の対象とする住宅の所有者が複数である場合（前号の場合を除く。）は、耐震改修工事の実施について所有者全員の合意を得ていること。</p> <p>(3) 補助の対象とする住宅が共同住宅（木造で延べ床面積500㎡以内のものを除く。）である場合は、専門機関により耐震診断結果が確認され、かつ、専門機関の評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。</p> <p>(4) 第7条の交付決定を受ける前に耐震改修工事の契約又は着手をしていないこと。</p> <p>(5) 契約者が施行者である耐震改修工事であること。</p>

		<p>(6) 耐震改修工事を行う工事施工業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている建設業を営む次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 本市内に事業所、支店又は営業所を置く者</p> <p>イ 耐震改修工事を行おうとする住宅の建築を行った者</p>
4	対象とする耐震改修工事費用（第4条）	<p>次に掲げるもののいずれか低い額とする</p> <p>(1) 補助金の対象とする住宅（居住の用に供する部分に限る。）の耐震改修工事費用</p> <p>(2) 住宅の種別ごとの算定額</p> <p>ア マンションは、51,700円/m²（耐震診断の結果、I s（構造耐震指針）の値が0.3未満相当である場合は56,900円/m²）に対象床面積を乗じた額</p> <p>イ 一戸建て専用住宅及びマンション以外の対象住宅は、47,800円/m²に対象床面積を乗じた額</p>
5	補助金（第4条）	<p>次に掲げるもののいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) 対象とする耐震改修工事費用の23%の額</p> <p>(2) 1,173,000円/戸</p> <p>(3) 当該年度の予算額</p>
6	交付申請の添付書類（第5条）	<p>次に掲げる書類を添付すること</p> <p>(1) 耐震改修工事費用の見積書</p> <p>(2) 現状の補助金の対象とする住宅の配置図、平面図及び付近見取図</p> <p>(3) 現状の耐震診断報告書（耐震診断員が行ったものに限る。）</p> <p>(4) 前号の耐震診断に係る専門機関の耐震診断判定書の写し（補助金の対象とする住宅が3(3)に該当する場合に限る。）</p> <p>(5) 耐震改修工事の工程が確認できる書類</p> <p>(6) 改修内容が記載された配置図、平面図等</p> <p>(7) 補強後の想定耐震診断報告書（耐震診断員が設計を行ったものに限る。）</p> <p>(8) 前号の耐震診断に係る専門機関の耐震改修評定書の写し（補助金の対象とする住宅が3(3)に該当する場合に限る。）</p> <p>(9) 耐震改修工事について管理組合総会で承認されていることが確認できるもの（総会議事録等の写し）及び管理組合同規約の写し（補助金の対象とする住宅に管理組合が組織されている場合に限る。）</p> <p>(10) 耐震改修工事について所有者全員が合意していることが確認できるもの（補助金の対象とする住宅の所有者が複数である場合（前号の場合を除く。）に限る。）</p> <p>(11) 施行者及び補助金の対象とする住宅の所有者（複数である場合は補助を受けようとする全ての所有者）の市税の納税証明書（完納証明書）</p> <p>(12) 補助金の対象とする住宅の登記事項証明書（最新の内容かつ発行から3か月以内のもの）の写し並びに所有者の住所及び氏名を証明できる書類の写</p>

		し (13) その他市長が必要と認めるもの
7	着手 届出書の 添付書類 (第8条)	次に掲げる書類を添付すること (1) 請負契約書の写し (2) その他市長が必要と認めるもの
8	完了報告 (第12条)	次に掲げる書類を添付すること (1) 工事施工前、工事施工中及び工事施工後の別がわかる写真 (2) 耐震改修工事費用の領収書の写し (3) その他市長が必要と認めるもの

別表3 除却工事補助金の対象等（第3条、第4条、第5条、第8条及び第12条関係）

<p>1</p>	<p>対象住宅 (第3条)</p>	<p>次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>(1) 本市内に存する住宅</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅</p> <p>(3) 住宅のうち、木造の一戸建て専用住宅、長屋又は兼用若しくは併用住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が建築物全体の床面積の合計の1/2以上であるものに限る。）。原則、賃貸住宅を除く。</p> <p>(4) 次に掲げるいずれかの方法によって耐震診断等を行った住宅</p> <p>ア 耐震診断を行う耐震診断員が、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士で、同法第23条第1項の建築士事務所のうち次のいずれかに所属している者が耐震診断したもの。</p> <p>(ア) 本市内に事業所、支店又は営業所を置く建築士事務所</p> <p>(イ) 耐震診断を行おうとする住宅の建築設計を行った建築士事務所</p> <p>イ 木造の一戸建て住宅の耐震診断を行う場合で、耐震診断員は、前号に定める者で、北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震診断で登録している者が耐震診断したもの。</p> <p>ウ 「旭川市木造住宅無料耐震診断」により耐震診断したもの。</p> <p>エ 耐震診断によらず、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により判断したもの。</p> <p>(5) 前号の耐震診断等の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅。ただし、前号エにより判断したものは、市長が必要に応じて現地調査等を行い、性能を満たさないと判断した住宅に限る。</p> <p>(6) 除却工事に必要な関係図書等がある又は関係図書等を準備できる住宅</p> <p>(7) 「旭川市住宅耐震改修補助事業実施要綱」及びこの要綱の耐震改修に対する補助金の交付を受けたことがない住宅</p> <p>(8) 申請日時点で建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令による違反是正の指導等を受けていない住宅</p> <p>(9) 国又は地方公共団体による除却に関わる補助を受けていない住宅であること。</p> <p>(10) 同一敷地内において、「旭川市地域材活用住宅建設補助金」の交付を受けていない住宅（ただし、当該年度に限る。）</p>
<p>2</p>	<p>対象者 (第3条)</p>	<p>対象とする住宅の所有者（複数である場合は補助を受けようとする全ての所有者）及び施行者は、次に掲げる要件の全てに該当する者</p> <p>(1) 市税の滞納がない者</p> <p>(2) 「旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）」第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者に該当しない者</p> <p>(3) 補助金の対象となる住宅に居住している者その他これに準ずるものとして市長が認める者</p>

3	対象とする 除却工事 (第3条)	次に掲げる要件の全てに該当すること (1) 補助の対象とする住宅の所有者が複数である場合は、除却工事の実施について所有者全員の合意を得ていること。 (2) 第7条の交付決定を受ける前に除却工事の契約又は着手をしていないこと。 (3) 契約者が施行者である除却工事であること。 (4) 除却工事を行う工事施工業者は、本市内に事業所、支店又は営業所を置く者で、次のいずれかに該当する者をいう ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている者 イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定に基づく北海道知事による登録を受けた者 (5) 耐震診断等で、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断した部分のすべてを除却する工事であること。
4	対象とする 除却工事 費用 (第4条)	次に掲げるもののいずれか低い額とする (1) 補助金の対象とする住宅（居住の用に供する部分に限る。）の除却工事費用 (2) 47,800円/m ² に対象床面積を乗じた額
5	補助金 (第4条)	次に掲げるもののいずれか低い額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 対象とする除却工事費用の23%の額 (2) 300,000円/戸 (3) 当該年度の予算額
6	交付申請の 添付書類 (第5条)	次に掲げる書類を添付すること (1) 除却工事費用の見積書 (2) 現状の補助金の対象とする住宅の配置図、平面図及び付近見取図 (3) 写真（除却工事前の状況が確認できるものに限る。） (4) 耐震診断報告書（耐震診断員が行ったものに限る。）、旭川市木造住宅無料耐震診断の結果又は旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票のいずれか (5) 除却工事の工程が確認できる書類 (6) 除却工事について所有者全員が合意していることが確認できるもの（補助金の対象とする住宅の所有者が複数である場合に限る。） (7) 施行者及び補助金の対象とする住宅の所有者（複数である場合は補助を受けようとする全ての所有者）の市税の納税証明書（完納証明書） (8) 補助金の対象とする住宅の登記事項証明書（最新の内容かつ発行から3か月以内のもの）の写し並びに所有者の住所及び氏名を証明できる書類の写し (9) その他市長が必要と認めるもの
7	着手 届出書の 添付書類 (第8条)	次に掲げる書類を添付すること (1) 請負契約書の写し (2) その他市長が必要と認めるもの

8	完了報告 (第12条)	次に掲げる書類を添付すること (1) 工事施工前及び工事施工後の別がわかる写真 (2) 除却工事費用の領収書の写し (3) 除却工事を行った工事施工業者が発行した取りこわし証明書（建物滅失証明書）の写し (4) その他市長が必要と認めるもの
---	----------------	--